

	号外	定価 1部2円	初任給格付改善実現へ。職場改善の第一歩は組合加入から。お近くの若手未加入者に改めての声をかけを。	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2714
	第3種郵便物認可	岩手県庁内 岩手県職員労働組合		2024年 11月8日

## 2024確定闘争⑧ 11.6地公共闘総務部長交渉(最終交渉)

**初任給格付 4号引上げへ** 一来年度から改善  
**在職者調整 ⇒ 「やらなければならない」(総務部長)**

**給与等改定 12月議会に改正条例提案へ**  
 国準拠持ち出し慎重姿勢「追加提案になるかも…」  
**差額支給時期 ⇒ 明示せず・・年内支給を強く要請**

11月6日、岩手県地方公務員共闘会議(議長:佐藤工・岩教組委員長)は、2024確定闘争の最終局面となる千葉総務部長との交渉を行った。冒頭、知事あて要請署名(1次分含め800枚・5,930筆)を手交し、前進回答を求めた。



知事あて署名(2次分)を手交

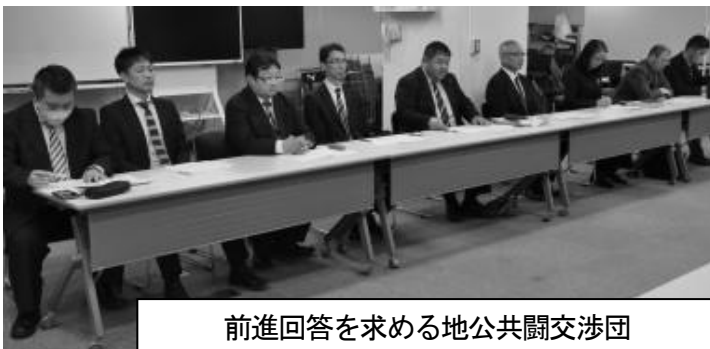
【交渉結果】給与改定について、「会計年度任用職員に関する改定と併せ、条例案を12月定例会に提出したい」との回答を引き出したが、「追加提案になるかもしれない」とも付言した。差額支給については、時期を明示せず「できるだけ早く支給できるよう努力したい」とした。差額の具体的な支給日は「後日、調整

がついた段階で事務的に担当者からお示ししたい」とした。

初任給格付について「来年度から引き上げる」「例えば行政職の大卒初任給について、現行から4号給引き上げて1級29号給とする」「行政職との均衡を踏まえ、東北他県より低い水準となっている教育職や医療職などについても初任給

基準を引き上げる」とした(2019年に引き上げた獣医師、薬剤師を除く)。今年度以前の新採用職員と来年度の新採用職員との不均衡を回避するための**在職者調整**について「やらなければならない」「今後人事委員会と調整するが、具体的な内容については、今後、事務的に詰める」とした。

佐藤議長から「全て納得したわけではないが、初任給改善は長年の要求に添えていただいた」と述べ、回答を受け止めて**確定交渉を終結**した。(裏面に続く)



前進回答を求める地公共闘交渉団

## 1 高齢層職員の処遇改善

(地公共闘) 再任用職員への特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当の来年度からの支給実施に向けた作業に入っている旨、既に回答されている。勧告は当然実施すべきだが、再任用職員は一時金が常勤職員の約半分の支給月数である等、処遇が低く、国・他県との均衡の問題はあるが、改善が必要。

55歳昇給停止等、勤務意欲を損なう既存制度撤廃もぜひ検討を(総務部長) 国や他県との均衡を勘案しながら研究。職員全体の給与水準が民間や国・他県と均衡している中、昇給制度のみで対応を図ることは難しい。各任命権者と課題意識を共有しつつ、個々の職員の状況を勘案しながら、それぞれの職制や職種に応じた取組を進め、高齢層職員の勤務意欲の維持・向上に配慮していく。



大型ハガキを前にして  
回答する千葉総務部長

## 2 諸手当の改善 (扶養手当・寒冷地手当)

(地公共闘) 扶養手当は、配偶者に係る手当廃止と子に係る手当増額でマイナスとプラスの要素が混在しているが、配偶者の状況次第では、生活給の切り下げに直結する。扶養手当に係る県人勧をそのまま機械的に実施することは、本県職員の広域移動実態にも寄り添わない対応である。生活給の切り下げ回避の方策検討を。

(総務部長) 職員給与は人勧尊重の基本姿勢で決定。月例給や勤勉手当の引上げ改定も含め、その基本姿勢のもとで一体的に対応する必要がある。ただし「何か措置できないか」という視点で、例えば、配偶者に係る扶養手当を見直す中でも、寒冷地手当について扶養している配偶者がいる場合の支給額は、現行の取扱いを継続できないか等の検討もしているところ。様々な御意見はあろうかと思うが、御理解をお願いしたい。

## 3 長時間労働の是正

(地公共闘) 現在の業務量に見合わない人員体制は、現場で働く者に加え、マネジメントにあたる管理監督者にとっても相当な無理があるものであり、業務量に見合った人員増による人員確保こそ改善策であると訴えてきた。総務部として、一層の対策を各任命権者に働きかけるとともに、各任命権者の人員確保を支援してほしい。業務削減なくして長時間労働が是正されないのは当然。全部局での改善努力を求める。

(総務部長) 超過勤務の縮減は、職員の健康保持や仕事と生活の両立の観点からも極めて重要。職員のなり手確保のためにも取り組まなければならない。総務部としても、例えば議会对応業務に係る超過勤務が多くなっている現状を踏まえ、私が講師として答弁作成者のスキルアップのための研修を実施したほか、9月定例会からは答弁検討を土日に実施しないこと等を全庁的な目標に掲げ、庁議の場において、目標達成に向けて、各部局長に対し、責任を持って、本気で取り組むよう要請しており、他の任命権者に対しても同様の対応を要請してきた。

## 4 休暇の改善 (子等の看護休暇)

(地公共闘) 子等の看護休暇の改善 (子3人以上の場合の日数加算、取得要件への学校行事の追加) の実施時期等、詳細について、現時点で話せる範囲で示してほしい。

(総務部長) 来年になると思う。後日、事務的に回答する。